

2021 年度政治経済学・経済史学会春季学術大会

春季総合研究会のご案内

経済との調和？

—公害・環境問題の歴史的意義を再考する—

日 時 2021 年 6 月 26 日(土) 13:00~17:00

場 所 オンライン開催

問題提起

小 堀 聰 (京都大学)

報 告

- | | |
|---|----------------|
| 1. 都市空間の用途をめぐるせめぎ合いと「公害」対策
—東京における住工混在問題の帰趨から考える | 今 泉 飛 鳥 (埼玉大学) |
| 2. 中小企業の公害対策支援—公害防止事業団の事例から | 伊 藤 康 (千葉商科大学) |
| 3. 自動車排出ガス対策と「経済」—1976 年度規制の再検討 | 喜多川 進 (山梨大学) |
| 4. 東京ごみ戦争と自区内処理原則—江東区の戦略と立場 | 中 澤 高 師 (東洋大学) |

コメンント

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1. 公害・環境思想史の視点から | 友 澤 悠 季 (長崎大学) |
| 2. 日本経済論・アジア経済論の視点から | 植 田 浩 史 (慶應義塾大学) |

司 会

赤 津 正 彦 (明治大学), 名 武 なつ紀 (関東学院大学)

趣 旨

1970 年代初頭、日本では公害問題が各地で噴出し、公害国会の召集、公害対策基本法改正、環境庁設置、そして四大公害裁判の原告勝訴など、戦後日本の経済・社会の進むべき方向に「転換」を迫る事象が連続した。

ちょうど半世紀を経たこんにち、私たちは、当時の「転換」を歴史的にどのように位置づけうるだろうか。本企画は、1970 年代を中心とする時期の公害・環境問題の動きを改めて検証し、戦前から今日に至る日本の経済・社会の歩みの中に位置づけることを目指すものである。

公害問題の展開過程は從来、宮本憲一を中心とする公害研究や現代史研究において、住民運動の役割を高く評価する形で位置づけられてきた(宮本, 2014)。そうした運動が一定の成果をもたらすこと自体に大きな意義があり、またその存在が、なし難い「転換」を支えたことは確かである。しかし運動の成果の強調は、利益や経済成長を優先する工場・資本・国側=悪、安全で静穏な環境を求める市民側=善という、対立構造の理解の過度の単純化をもたらす嫌いがある。

実際のところ、「公害問題」としてひとくくりにされる問題群には様々な対立軸が含みこまれ、何が「善」とされるかにも多様な考え方が同居していた(沼尻, 2009; 小堀, 2017; 今泉, 2019)。例えば、大企業がもたらす大規模な環境汚染問題においては行き過ぎた利益追求、資本主義の暴走が批判の対象とされたのに対し、住工混在の環境下で中小零細工業がもたらす騒音・振動などの公害問題においては、工業経営の「近代化」が要請された。ごみ処分場に対する公害反対運動には迷惑施設に対する NIMBY 問

題としての性格も含まれており、産業公害に対する地域別の規制が他地域への公害輸出をもたらした実態は、公害反対運動一般にも同様にNIMBY問題としての性格が指摘できることを示唆している。さらに、自然保護運動の間にも、目指すべき状態についての様々な考え方と対立が存在した。以上の例のような多様な問題意識が「公害問題」の語の下に噴出したことにこそ、当時の住民運動の特徴を見出せるとも言い得よう。

それらをつなぐ大きな共通項は、人間の経済活動をめぐる問題意識であったという点であろう。経済活動による負の側面への意識の高揚である。周知のとおり、制定当初の公害対策基本法には経済との調和条項が含まれ、経済優先であるとの批判を浴びた。却って公害を悪化させたと評価されたこの調和条項を削除したことが公害国会の成果の一つであったが、目指した方向性は何をもたらし、どのように社会的に体得されたのか、あるいは、されなかつたのか。

例えば「経済との調和」に対する当時の批判は、旧法における調和条項のそもそもの妥協性が問題視されたものであるものの、本来優先されるべき自然環境や安全、ひいては命と対立するものとしての経済活動観を增幅させ、そのことは翻って、中小零細経営や在来的な経済活動の存立を脅かした可能性がある。実際、発展途上国研究においては、国家的な環境規制の導入が結果として人びとの生業的・伝統的な経済活動を制約し、開発国家への「反転」をもたらしたと論じられている（佐藤、2019）。

一方、経済と環境の対立観は、こんにち若者を中心とする世界的に繰り広げられる環境保護運動にも通底する。だが彼らに向かわれる「大人」たちの冷ややかな視線は、「経済との調和」こそ現実的で賢明な道であると諭す者のそれである。半世紀を経て、「経済との調和」は実現可能な最善の選択肢としての地位を回復したのだろうか。もちろん、特定企業の経済活動がもたらす環境汚染から地域の住民の健康を守ることは、地球規模での自然環境等の保護と必ずしも同義ではない。だからこそ、公害対策・環境保護政策の軌跡と意義、そして拡散・抽象化する発生源・被害者関係に公害問題で勃興した住民運動がいかに当事者意識を接続させ得たのか、あるいはさせ得なかつたのか、といった論点も浮かび上がってくる。

調和とは、ある程度のリスクの受容を前提として、その配分を含む諸利害の継続的な調整の努力の上に初めて維持されるものであろう。他方、被害の訴えを批判する自己責任論や、印象を動員して叩きやすい相手を叩く光景は、半世紀あるいはそれ以前から見飽きてなお繰り返される。疫病対策として「不要不急」なすべての経済活動の停止が要請された2020年春の経験は、「経済よりも命」という単純な序列づけのナイーブさ、ひいては経済を命と別個の存在として対立・調和を論じることの限界をも露呈させた（磯野・岩永、2020）。こうした経験を踏まえた今、再び半世紀前の「転換」を問いただすことは、自然環境、社会、そして人の生における経済活動の位置づけとその歴史的变化をより深く理解する手がかりとなり得るだろう。

磯野真穂・岩永直子（2020）「問われているのは「命と経済」ではなく、「命と命」の問題 医療人類学者が疑問を投げかける新型コロナ対策」<https://www.buzzfeed.com/jp/naokoiwanaga/covid-19-isono-1>

今泉飛鳥（2019）「まちとともににある工業」池亭他編『みる・よむ・あるく東京の歴史6 地帶編3 品川区・大田区・目黒区・世田谷区』吉川弘文館。

小堀聰（2017）「臨海開発、公害対策、自然保護—高度成長期横浜の環境史」庄司俊作編著『戦後日本の開発と民主主義—地域にみる相剋』昭和堂。

佐藤仁（2019）『反転する環境国家—「持続可能性」の罠をこえて』名古屋大学出版会。

沼尻晃伸（2009）「高度経済成長前半期の水利用と住民・企業・自治体」『歴史学研究』第859号。

宮本憲一（2014）『戦後日本公害史論』岩波書店。

* 6月20日前後に各報告のフルペーパーは入手可能となります。入手方法は学会ホームページに掲載予定です。

事前にご参照のうえ、ご参加下さい：<https://seikeishi.com/meeting/conference2021-spring/>

お問い合わせは政治経済学・経済史学会事務局まで：seikeishi@gmail.com